

施策の導入が不可欠であることを示すものである。

なお、「(1) 社会経済活動量の変化」で示した想定よりも社会経済活動量が大きくなる場合や、個々の既存の対策・施策の効果が現在の想定を下回る場合もあり得ることに留意が必要である。

すなわち、上記の見通しは、現行目標達成計画上の対策について、本年度の進捗状況点検(本年5月29日 地球温暖化対策推進本部)において示された見込み通りの効果の実現されることを前提として算出されているが、その前提が確実に達成されるよう、各主体において引き続き積極的な取組がなされる必要がある。

例えば、一般電気事業者の販売する電力については、二酸化炭素排出原単位は現在 $0.425\text{Kg-CO}_2/\text{kWh}$ (2005年度実績) と基準年度比横ばいであるが、目標達成計画においては、電気事業連合会の環境行動計画目標として2010年度には $0.34\text{Kg-CO}_2/\text{kWh}$ 程度まで20%程度低減するとしている。

これは、現行の目標達成計画上、「原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減」において、一般電気事業者等の①原子力設備利用率の向上、②火力発電の熱効率の更なる向上等、③京都メカニズムの活用等を組み合わせた取組等により実現されるものと見込まれている。(なお、上記の20%程度の低減のうち15%程度の改善分については、一般電気事業者等による取組に加え、産業、民生、運輸の各部門の省エネルギー対策等の効果も含めたもの。)

今回の試算では、これらの取組等により、一般電気事業者の二酸化炭素排出原単位が20%程度低減されることとなり、2005年度実績から約6,600万 t-CO_2 (下位ケース) ~6,800万 t-CO_2 (上位ケース) (基準年度総排出量の約5.2%~約5.4%)に相当する排出削減効果が見込まれ、その効果は産業、民生、運輸の各部門の排出削減につながるものであり、その着実な取組が必要とされる。

表2 2010年度の温室効果ガス排出量の推計

(百万t-CO2)

区 分	実績			2010年度推計結果				目標達成計画 目標		不足削減量	
	京都議定 書の基準 年度	2005年度	基準年度 比増減率	対策上位ケース		対策下位ケース		排出量	基準年度 比増減率	対策上位 ケース	対策下位 ケース
				排出量	基準年度 比増減率	排出量	基準年度 比増減率				
エネルギー起源CO2	1,059	1,203	+13.6%	1,107	+4.6%	1,122	+5.9%	1,253	-0.6%	20	34
産業部門	482	456	-5.5%	438	-9.1%	441	-8.5%				
民生(業務その他部門)	164	238	+44.6%	211	+28.5%	215	+30.9%				
民生(家庭部門)	127	174	+36.7%	145	+13.4%	148	+16.1%				
運輸部門	217	257	+18.1%	245	+12.7%	249	+14.5%				
エネルギー転換部門	68	78	+15.7%	68	+0.9%	69	+1.0%				
非エネルギー起源CO2	85	91	+6.6%	86	+1.7%	86	+1.7%				
メタン	33	24	-27.9%	23	-31.5%	23	-31.5%				
一酸化二窒素	33	25	-22.0%	25	-23.7%	25	-23.6%				
代替フロン等3ガス	51	17	-66.9%	32	-38.1%	32	-38.1%				
総排出量	1,261	1,360	+7.8%	1,273	+0.9%	1,287	+2.1%				

注) 1: 基準年度は18年8月に条約事務局に提出した割当量報告書における計算方法により算出した基準年度排出量、2005年度は確定値

2: 下線は基準年度総排出量比

3: 想定よりも社会経済活動量が大きくなる場合や個々の既存の対策・施策の効果が現在の想定を下回る場合もあり得る

Ⅲ 京都議定書目標達成計画の見直し

1. 目標達成計画の見直しに当たっての視点

○ 今回の検討は、約束期間の開始を来年度に控えた最後の見直しであり、来年度から着実に削減するために、本年5月29日の地球温暖化対策推進本部における進捗状況点検の結果を十分に踏まえ、かつ、現行目標達成計画策定時以降の約束期間におけるマクロ経済情勢の変化も考慮した上で、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実に期す必要がある。

○ 6%削減目標のためには、全部門で排出削減のための一層の取組が必要となることは言うまでもないが、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要である。

○ さらに、個別部門対策を超え、また、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革等を促すような対策の強化も視野において考える必要がある。

2. 対策・施策の強化の方向

合同会合での審議を踏まえ、追加的に実施を検討する必要がある主要な対策・施策を以下に掲げる。

なお、今後、合同会合の審議において、早急にその具体的内容（例えば、支援措置については想定される事業量やその効果など、規制措置については具体的な規制対象や規制値など）を検討し、各々の排出削減効果を可能な限り具体的に推計していくべきものと、引き続き最終報告に向けて検討すべき課題とに分けて整理した。

(1) 今後早急に具体的内容を検討し可能な限り効果を推計していくべき対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策

<分野横断的事項>

(自主行動計画の推進)

自主行動計画については、本年6月27日の第18回合同会合において、各省庁所管業種の進捗状況が示されたところである。今後、すべての省庁が所管業種に対する働きかけを一層強め、特に、現時点で取組が十分でない業種について、その拡大・強化を図っていくことが必要である。

このような方向性については、本年7月17日の地球温暖化対策推進本部幹事会においても確認されたところであり、遅くとも本年10月中までに以下の具体的取組を実施すべきである。

すなわち、未だに自主行動計画を策定していない業種に対し、自主行動計画の策定の働きかけを促進する必要がある一方、既に自主行動計画を策定している業種においても、数値目標を持たない業種については、CO₂排出量等による定量的な数値目標の設定を促す必要がある。また、自主行動計画が策定されているにも関わらず、未だに所管省庁によるフォローアップが行われていない業種については、所管省庁において審議会等プロセスの活用等透明な手続きの下、厳格なフォローアップを実施すべきである。さらに、設定された定量的目標を現時点において既に超過している業種については、現状の実績以上のより高い目標の設定を促進すべきである。その上で、京都議定書上の第一約束期間が2008年から2012年の5年間にわたることから、計画の目標についても、5年間の平均で達成するものとする必要がある。

目標となる水準を、現時点（直近年度）において未だに達成していない業種について、今後の対策内容とその効果（京都メカニズムの活用を含む。）を可能な限り定量的・具体的に示す等、目標の確実な達成に向けた取組が求められる。

なお、自主行動計画の目標達成のため、各業種において京都メカニズムクレジットの取得が行われた場合には、そのクレジットは国の口座に無償移転される旨、確認されるべきである。

また、京都議定書が温室効果ガス総排出量を目標としていることにもかんがみ、原単位のみを目標指標としている業種は、CO₂排出量についても併せて目標指標とすることを積極的に検討すべきである。

経団連加盟業種・会員企業による①本社ビル等オフィスの削減目標設定や、②社員宅における環境家計簿の利用拡大等、民生・運輸部門への経団連等における業種横断的な取組を促すことが必要である。

さらに、自主行動計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行うことが必要である。

以下、これまでの審議の中で自主行動計画の拡大・強化が特に求められた主な対象業種を示す。（括弧内は所管省庁等）

● 未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進

【対象業種】ぱちんこ、ゲームセンター（警察庁）、信用組合、信用金庫、証券（金融庁）、学校（文科省）、病院（厚労省）、情報サービス、リース、特定規模電気事業者、家電量販店、大規模展示場（経産省）、産業廃棄物処理、ペット小売り、新聞（環境省）